



利用までの流れ



相談窓口

遊佐町地域包括支援センターゆうすい
または
介護保険係（健康福祉課）に相談

- * 予防給付（介護予防福祉用具貸与、介護予防通所リハビリテーションなど）を利用希望の方
- * 要介護の状態と思われる方
- * 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

要支援の状態と思われる方で、訪問型サービス、通所型サービスのみを利用希望の方

要介護認定申請

基本チェックリスト

要介護
1～5の方

要支援
1・2の方

非該当
(自立)の方

事業対象者
となった方

非該当
(自立)の方

ケアプランの作成
居宅介護支援事業所

介護予防ケアプラン作成
(遊佐町地域包括支援センターゆうすい)

総合事業

介護給付による
サービスを利用

予防給付による
サービスを利用

介護予防・生活支援サービス
事業を利用

一般介護予防事業
を利用

☺ **基本チェックリストとは？**
25項目の身体状況等に関する調査票です。
地域包括支援センターが実施します。

※ 一般介護予防事業は、基本チェックリストを実施しなくても利用できます。



問い合わせ

遊佐町地域包括支援センターゆうすい 0234-71-2130
遊佐町役場 健康福祉課 介護保険係 0234-28-8251